

令和7年度和歌山県農山漁村発イノベーション対策事業 補助金 要望調査の実施について（ご案内）

1. 趣旨

農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者など多様な事業者と連携して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する「令和7年度和歌山県農山漁村発イノベーション対策補助金」の要望調査を行います。

2. 公募対象事業

1 ソフト対策

（対象事業）

「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日3農振第2921号農林水産事務次官依命通知）」（以下、「国実施要領」という。）別記2-1農山漁村発イノベーション推進支援事業第2の1に定める事業

（事業内容）

- (1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- (2) 新商品開発・販路開拓の実施
- (3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組
- (4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- (5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進

（補助率）

1 / 2 以内（(1)～(4)）、定額(5) いずれも上限総額 500 万円

2 ハード対策

「国実施要領」別記2-3農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）第2に定める事業

（事業内容）

- ・農林水産物の加工・流通・販売等のために必要な施設
- ・総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等

※総合化事業計画（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号））及び農商工等連携事業計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号））等の必要な計画認定を受けた（または受ける見込みの）事業、または、都道府

県戦略又は市町村戦略に基づく事業が対象

(補助率等)

3 / 10 以内、補助金上限 1 億円

(中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画または市町村戦略に基づく取組、障害者等の雇用を行う場合等は 1 / 2 以内)

3. 事業の詳細及び応募資格

農林水産省 HP の「農山漁村振興交付金のうち「農山漁村発イノベーション対策」」から国実施要綱をご確認下さい。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html> (農林水産省 HP)

4. 提出期限及び提出書類

1 要望調査

・提出書類：別紙様式 1

・提出期限：令和 6 年 10 月 4 日 (金) まで

※事業実施の意向がある場合は、まず「6. 応募書類の提出・問い合わせ先」にご連絡の上、別紙様式 1 を提出いただきますようお願いいたします。

(計画書作成に先立ち事業内容をお伺いし、実施要件等の確認をさせていただきます。)

2 実施計画書

・提出書類：1 の要望調査に基づき、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知）」第 6 に定める事業実施計画（ソフト対策については「国実施要領」別記 2 - 1 農山漁村発イノベーション推進支援事業別紙様式第 1 号、ハード対策については「国実施要領」別記 2 - 3 農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）別紙様式 1 号）及び実施計画に定める添付資料

・提出期限：令和 6 年 11 月 29 日 (金) まで

※事業実施計画書の各項目のうち、記入が困難な箇所については、ご相談ください。

5. 留意事項

・今回の要望調査は、令和 7 年度の所要額を把握するために実施するもので、交付先・交付額を決定するためのものではありません。

・提出された実施計画書の内容について、ヒアリングを通じて補助事業の要件等を確認のうえ、具体化を進めていく予定です。その際、修正依頼や追加資料等の作成をお願いする場合があります。

- ・農林水産省では、配分基準に基づきポイントを算定し、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に採択し、要望額に相当する額を配分することとしています。

- ・記載の支援内容・様式は、農林水産省の令和7年度予算および実施要綱等の改正により変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

※各資料・様式につきましては、「和歌山県ホームページ」→「組織から探す」→「農林水産部」→「農林水産振興課」→「6次産業化の推進」に掲載しています。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/rokuji/index.html>

6. 応募書類の提出・問い合わせ先

<p>◆提出及び問い合わせ先は最寄りの下記振興局へ ※お問い合わせ内容（農業、林業、漁業）により、対応する担当課へおつながりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>	
事業実施主体の所在地	問い合わせ先
和歌山市・海南市・海草郡内	<p>海草振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 所在地：〒640-8585 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目1番地の4 (第2南別館) 電 話：073-441-3382 F A X：073-441-3476</p>
岩出市・紀の川市内	<p>那賀振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 所在地：〒649-6223 和歌山県岩出市高塚209 電 話：0736-61-0025 F A X：0736-61-1514</p>
橋本市・伊都郡内	<p>伊都振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 所在地：〒648-8541 和歌山県橋本市市脇四丁目5番8号 電 話：0736-33-4930 F A X：0736-33-4919</p>
有田市・有田郡内	<p>有田振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 所在地：〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1 電 話：0737-64-1273 F A X：0737-64-1274</p>
御坊市・日高郡内	<p>日高振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 所在地：〒644-0011 和歌山県御坊市湯川町財部651 電 話：0738-24-2926 F A X：0738-24-2901</p>
田辺市・西牟婁郡内	<p>西牟婁振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 所在地：〒646-8580 和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1 電 話：0739-22-1443 F A X：0739-26-7945</p>
新宮市・東牟婁郡内	<p>東牟婁振興局 農林水産振興部 農業水産振興課 所在地：〒647-8551 和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 電 話：0735-29-2011 F A X：0735-21-9642</p>
<p>◆本事業の全般に関すること 和歌山県庁 農林水産部 農林水産政策局 農林水産振興課 所在地：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 電 話：073-441-2864 F A X：073-433-3024</p>	